

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年2月26日	合併協議会提案	平成16年3月5日
--------	------------	---------	-----------

協議項目(番号)	地方税の取扱い (項目 No. 8)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	<p>1 地方税(国民健康保険税を除く)の税率については3町ともに同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 公益上その他の事由により課税を不相当とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後すみやかに、免除理由の再調査をおこない、3町間での不公平が生じないように制度の適正化を図るものとする。</p> <p>3 住民税及び固定資産税の納期並びに納期前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。</p>		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成16年 3月26日</p>

留意事項	備考
<p>地方税の取扱いに関する関係法令</p> <p>合併関係市町村における不均一課税の特例(合併特例法第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡をかくこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5ヶ年度に限って、不均一の課税をすることができる。 <p>公益等に因る課税免除及び不均一課税(地方税法第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。 	<p>合併後に不均一課税を行う必要があるかどうかの協議を行う必要があります。</p> <p>合併関係市町村において、関係市町村でそれぞれ行われていた公益等による課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。</p>

具体項目	伊方町	瀬戸町	両町間の相違点																													
個人町民税	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1"> <tr> <td>課税標準が200万円未満</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>〃 200万円以上</td> <td>〃 8</td> </tr> <tr> <td>〃 700万円超</td> <td>〃 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日 から 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日 から 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日 から 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日 から 1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	〃 200万円以上	〃 8	〃 700万円超	〃 10	第1期	6月1日 から 6月30日	第2期	8月1日 から 8月31日	第3期	10月1日 から 10月31日	第4期	1月1日 から 1月31日	<p>1 納税義務者</p> <p>(1)町内に住所を有する個人</p> <p>(2)町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの</p> <p>2 均等割の税率 年 2,000円</p> <p>3 所得割の税率</p> <table border="1"> <tr> <td>課税標準が200万円未満</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>〃 200万円以上</td> <td>〃 8</td> </tr> <tr> <td>〃 700万円超</td> <td>〃 10</td> </tr> </table> <p>4 納期</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月1日 から 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日 から 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月1日 から 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日 から 1月31日</td> </tr> </table>	課税標準が200万円未満	100分の3	〃 200万円以上	〃 8	〃 700万円超	〃 10	第1期	6月1日 から 6月30日	第2期	8月1日 から 8月31日	第3期	10月1日 から 10月31日	第4期	1月1日 から 1月31日	<p>【伊方町の取り扱い】</p> <p>「納期」に特例措置が講じられている。</p> <table border="1"> <tr> <td>伊方町町税条例の特例に関する条例</td> </tr> </table> <p>《特例措置の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の町民税の納期は6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。 	伊方町町税条例の特例に関する条例
課税標準が200万円未満	100分の3																															
〃 200万円以上	〃 8																															
〃 700万円超	〃 10																															
第1期	6月1日 から 6月30日																															
第2期	8月1日 から 8月31日																															
第3期	10月1日 から 10月31日																															
第4期	1月1日 から 1月31日																															
課税標準が200万円未満	100分の3																															
〃 200万円以上	〃 8																															
〃 700万円超	〃 10																															
第1期	6月1日 から 6月30日																															
第2期	8月1日 から 8月31日																															
第3期	10月1日 から 10月31日																															
第4期	1月1日 から 1月31日																															
伊方町町税条例の特例に関する条例																																

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容																																	
法人町民税	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等 2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分 3 法人税割の税率 100分の12.3	1 納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人等 2 均等割の税率（標準税率） ・資本金及び従業者の数により、最低5万円から最高300万円まで9段階に区分 3 法人税割の税率 100分の12.3	・3町制度間に相違なし																																	
固定資産税	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者 2 免税点 土 地 ： 30万円未満 家 屋 ： 20万円未満 償却資産：150万円未満 3 税 率 100分の1.4 4 納 期 <table border="1" data-bbox="492 1087 1219 1241"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>から</td><td>4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日</td><td>から</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>12月1日</td><td>から</td><td>12月25日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月1日</td><td>から</td><td>2月 末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日	から	4月30日	第2期	7月1日	から	7月31日	第3期	12月1日	から	12月25日	第4期	2月1日	から	2月 末日	1 納税義務者 ・土地、家屋及び償却資産の所有者 2 免税点 土 地 ： 30万円未満 家 屋 ： 20万円未満 償却資産：150万円未満 3 税 率 100分の1.4 4 納 期 <table border="1" data-bbox="1308 1087 2036 1241"> <tr><td>第1期</td><td>4月1日</td><td>から</td><td>4月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日</td><td>から</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>12月1日</td><td>から</td><td>12月25日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月1日</td><td>から</td><td>2月 末日</td></tr> </table>	第1期	4月1日	から	4月30日	第2期	7月1日	から	7月31日	第3期	12月1日	から	12月25日	第4期	2月1日	から	2月 末日	【伊方町の取り扱い】 「納期」に特例措置が講じられている。 <table border="1" data-bbox="2125 1129 2798 1167"> <tr> <td>伊方町町税条例の特例に関する条例</td> </tr> </table> 《特例措置の内容》 ・個人の固定資産税の納期は6月を第1期とし、翌年3月まで、毎月納期の10期となっている。	伊方町町税条例の特例に関する条例
第1期	4月1日	から	4月30日																																	
第2期	7月1日	から	7月31日																																	
第3期	12月1日	から	12月25日																																	
第4期	2月1日	から	2月 末日																																	
第1期	4月1日	から	4月30日																																	
第2期	7月1日	から	7月31日																																	
第3期	12月1日	から	12月25日																																	
第4期	2月1日	から	2月 末日																																	
伊方町町税条例の特例に関する条例																																				
軽自動車税	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分 3 納 期 4月11日から 4月30日まで 4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし 5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免 あり (2) 身体障害者等に対する減免 あり	1 納税義務者 ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 2 税率（標準税率） ・原動機付自転車 年額1,000円 以下14区分 3 納 期 4月11日から 4月30日まで 4 標識の再交付に伴う弁償金徴収制度 なし 5 減免制度 (1) 公益用の軽自動車に対する減免 あり (2) 身体障害者等に対する減免 あり	・3町制度間に相違なし																																	

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容
町たばこ税	1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 2 税 率 ・ 1 0 0 0本につき 2 , 6 6 8円 3 納 期 ・ 販売月の翌月末日までに申告納付	1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 2 税 率 ・ 1 0 0 0本につき 2 , 6 6 8円 3 納 期 ・ 販売月の翌月末日までに申告納付	・ 3 町制度間に相違なし
鉱産税	1 納税義務者 ・鉱物の堀採の事業の鉱業者 2 課税基準 ・堀採の鉱物の価格 3 税 率 ・ 1 0 0 分の 1 (1 月間に堀採された鉱物の価格が 2 0 0 万円以下である場合は 1 0 0 分の 0 . 7)	1 納税義務者 ・鉱物の堀採の事業の鉱業者 2 課税基準 ・堀採の鉱物の価格 3 税 率 ・ 1 0 0 分の 1 (1 月間に堀採された鉱物の価格が 2 0 0 万円以下である場合は 1 0 0 分の 0 . 7)	・ 3 町制度間に相違なし
特別土地 保有税	1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。 2 税 率 ・土地の保有に対する税率 1 0 0 分の 1 . 4 ・土地の取得に対する税率 1 0 0 分の 3 . 0 3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。 4 免税点 ・1年以内に取得した土地の合計面積が1万㎡に満たないとき。 5 徴収の方法 ・申告納付の方法による	1 納税義務者 ・土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。 2 税 率 ・土地の保有に対する税率 1 0 0 分の 1 . 4 ・土地の取得に対する税率 1 0 0 分の 3 . 0 3 課税標準 ・土地の取得価格を課税標準とする。 4 免税点 ・1年以内に取得した土地の合計面積が1万㎡に満たないとき。 5 徴収の方法 ・申告納付の方法による	・ 3 町制度間に相違なし

具体項目	三 崎 町	備 考
町たばこ税	<p>1 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>2 税 率 ・ 1 0 0 0本につき 2 , 6 6 8円</p> <p>3 納 期 ・ 販売月の翌月末日までに申告納付</p>	
鉱産税	<p>1 納税義務者 ・ 鉱物の堀採の事業の鉱業者</p> <p>2 課税基準 ・ 堀採の鉱物の価格</p> <p>3 税 率 ・ 1 0 0 分の 1 (1 月間に堀採された鉱物の価格が 2 0 0 万円以下である場合は 1 0 0 分の 0 . 7)</p>	
特別土地 保有税	<p>1 納税義務者 ・ 土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。ただし、申告納付すべき日の属する年の 1 月 1 日において当該土地の取得をした日以後 1 0 年を経過したものについては適用しない。</p> <p>2 税 率 ・ 土地の保有に対する税率 1 0 0 分の 1 . 4 ・ 土地の取得に対する税率 1 0 0 分の 3 . 0</p> <p>3 課税標準 ・ 土地の取得価格を課税標準とする。</p> <p>4 免税点 ・ 1 年以内に取得した土地の合計面積が 1 万㎡に満たないとき。</p> <p>5 徴収の方法 ・ 申告納付の方法による</p>	